

許 可 指 令 書

空林務第426号指令

住 所 札幌市東区北19条東1丁目1番1号
氏 名 環境エンジニアリング株式会社

平成28年2月22日申請の林地開発行為は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定により、次のとおり許可します。

平成28年5月12日

北海道知事 高橋 はるみ



1 許可の内容は次のとおりとします。

- (1) 開発行為に係る森林の所在場所
北海道美唄市字茶志内2658-1他5筆
- (2) 開発行為の目的
事業場の設置（最終処分場、浸出水処理施設、資材置き場）
- (3) 開発行為に係る森林の土地の面積
6.7333 ヘクタール
- (4) 開発行為の期間
平成28年5月12日 から 平成29年11月30日 まで

2 許可条件は、別紙のとおりとします。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道知事に対して異議申立てをすることができます。
ただし、この処分についての不服が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることになります。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（空知総合振興局産業振興部林務課森林保全係）